

【審議会資料 1】
令和6年1月18日

第3次佐賀県消費者教育推進計画 の策定について



令和5年度

第1回佐賀県消費生活審議会

Ⅰ 計画の趣旨

計画の趣旨

- 消費者教育推進法（第10条）に基づき、佐賀県の消費者教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の取組方針等、必要な事項を定める。

【消費者教育推進法第10条（抜粋）】

都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（都道府県消費者教育推進計画）を定めるよう努めなければならない。

計画の概要

- 第2次計画（令和2年度～令和5年度）策定後の消費者を取り巻く社会情勢の変化や国の基本方針を踏まえ、自立した消費者を育成するため、第3次計画を策定する。

計画の対象期間

- 令和6年度から令和8年度までの3年間

※佐賀県施策方針2023（令和5年度～令和8年度）の最終年度に合わせ、令和8年度までの3年間とする。

2 第3次消費者教育推進計画の概要

消費者教育の目標（育むべき消費者像）

- ①自ら進んで学び、合理的に意思決定ができる消費者
- ②持続可能な社会の形成のため、自ら意識し行動できる消費者

社会情勢の変化等

- 情報通信技術の高度化等によるライフスタイルの変化
- 配慮を要する高齢者等の増加
- 学習指導要領における消費者教育の充実

佐賀県の現状・課題

- インターネット取引に関する相談は幅広い年代で増加傾向
- 70代以上の相談件数が最も多く、過去10年でも相談割合は常に2割を超える
- 20代以上の世代は消費者教育を受けたことがある人が少ない。

社会情勢の変化や本県の現状・課題等を踏まえ、消費者教育を体系的に推進する

具体的内容

- 1 ライフステージに応じた切れ目のない消費者教育の推進
 - ・消費者教育に取り組む学校への支援（学校への出前講座 等）
 - ・SDGsやエシカル消費の推進（エシカル消費セミナーの実施 等）
 - ・県内事業者への消費者教育の支援の強化（新入社員教育への講師派遣 等）
- 2 高齢者等のくらしを見守る体制づくり
 - ・高齢者や障がい者を見守るネットワークづくりの支援（市町や民生委員等の地域の関係者が連携して配慮を要する消費者を見守るネットワークづくりを支援）
 - ・高齢者等の支援者への情報提供（民生委員等への高齢者の消費トラブル事例紹介、研修会の実施 等）
- 3 消費者教育の人材（担い手）の育成
 - ・教職員に対する消費者教育スキルアップの支援（教職員向け研修会の開催 等）
 - ・消費者団体・NPOの活動支援（消費者問題に関する広報・啓発等の自主的な取組を行う団体を支援）
 - ・消費者教育コーディネーターの育成（国主催の研修への派遣 等）

3 第3次消費者教育推進計画のポイント

【佐賀県の現状・課題】

- ・ 高齢者の消費生活相談は高止まり傾向。
70代以上の相談割合は常に2割を超える。
- ・ 認知症高齢者や高齢単身世帯は増加傾向で、消費者被害の拡大、深刻化が懸念される。
- ・ 認知症高齢者や障がい者など「特に配慮を要する消費者」を家族だけでなく、地域で支えることが求められている。



【計画のポイント】

- ・ 第2次計画の取組を引継ぎつつ、高齢者等の消費者被害の未然防止及び被害拡大防止を図るため、
「高齢者等のくらしを見守る体制づくり」を新たに施策の柱に設定し、取り組んでいく。

4 第3次消費者教育推進計画策定スケジュール

2024/1/18現在

時 期	内 容
10/4(水)	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回専門部会にて第3次計画（素案）について意見聴取・ 専門部会からの意見を踏まえ素案修正・・・①
11/22(水)	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回専門部会にて修正後の素案①について意見聴取・ 専門部会からの意見を踏まえ素案修正
1/18(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回審議会にて第3次計画（原案）を報告
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回審議会開催（第3次計画決定）

* * * * *

メ ㇏

* * * * *